

入間市体育施設設置及び管理条例新旧対照表

改正案					現 行						
別表第 1 (第 5 条関係)					別表第 1 (第 5 条関係)						
体育施設					体育施設						
施設名		種別			施設名		種別				
入間市市民体育館～西武市民運動場の項 略					入間市市民体育館～西武市民運動場の項 略						
中央公園	野球場 テニスコート				中央公園	野球場 テニスコート 50メートルプール 児童プール					
別表第 2 (第 5 条関係)					別表第 2 (第 5 条関係)						
体育施設の使用期間及び時間					体育施設の使用期間及び時間						
施設名		期間		時間	施設名		期間		時間		
入間市市民体育館～西武市民運動場の部 略					入間市市民体育館～西武市民運動場の部 略						
中央公園	野球場の項 略				中央公園	野球場の項 略					
	テニスコート	4月1日から翌年の3月31日まで	午前8時30分から午後9時まで			テニスコート	3月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後9時まで			
中央公園	野球場の項 略				中央公園	野球場の項 略					
	プール	7月1日から9月30日まで	午前10時から午後6時まで			プール	7月1日から9月30日まで	午前10時から午後6時まで			
備考 略					備考 略						
別表第 3 (第12条関係)					別表第 3 (第12条関係)						
体育施設 (中央公園を除く。) の使用料					体育施設 (中央公園を除く。) の使用料						
施設名	専用使用				施設名	専用使用					
入間市市民体育館の部・入間市武道館の部 略					入間市市民体育館の部・入間市武道館の部 略						
入間市運動公園	種別	使用区分	1時間	2時間	半日	1日	使用区分	1時間	2時間	半日	1日
		午前8時30分～1時間単位とする。	午前8時30分～2時間単位とする。	(午前8時30分～午後零時30分)	午前8時30分～午後4時30分)	(午前8時30分～午後4時30分)		(午前8時30分～午後4時30分)	(午前8時30分～午後4時30分)	(午前8時30分～午後4時30分)	(午前8時30分～午後4時30分)
テニスコート (1面につき) の項～プールの項 略					テニスコート (1面につき) の項～プールの項 略						

備考1～4 略

別表第4（第12条関係）

中央公園の使用料

1 野球場 略

2 テニスコート

使用区分 種別	1時間	2時間	半日	1日	夜間
		午前8時30分～1時間単位とする。	午前8時30分～2時間単位とする。	(午前8時30分～午後零時30分) (午後零時30分～午後4時30分)	午前8時30分～午後4時30分
テニスコート (1面につき)	300円	600円	1,200円	2,400円	300円
夜間照明（1面につき）の項 略					

備考ア・イ 略

備考1～4 略

別表第4（第12条関係）

中央公園の使用料

1 野球場 略

2 テニスコート

使用区分 種別	1時間	2時間	半日	1日	夜間
		午前8時30分～1時間単位とする。	午前8時30分～2時間単位とする。	(午前8時30分～午後零時30分) (午後零時30分～午後4時30分)	午前8時30分～午後4時30分
テニスコート (1面につき)	150円	300円	600円	1,200円	150円
夜間照明（1面につき）の項 略					

備考ア・イ 略

3 プール

種別	使用料
一般・学生	(1人1回につき) 300円
生徒	(1人1回につき) 200円
児童	(1人1回につき) 100円